

議案第十二号

港区立保育園条例

右の議案を提出する。

平成二十三年二月二十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立保育園条例

港区立保育園条例（昭和三十八年港区条例第二十二号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十五条第三項の規定に基づき、港区立保育園（以下「保育園」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第二条 保育園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
-----	-----

港区立本村保育園	港区立高輪保育園	港区立芝保育園	港区立西麻布保育園	港区立南青山保育園	港区立志田町保育園	港区立南麻布保育園	港区立飯倉保育園	港区立こうなん保育園	港区立青山保育園	港区立白金保育園	港区立麻布保育園
東京都港区南麻布三丁目五番十五号	東京都港区高輪三丁目十八番十五号	東京都港区芝五丁目十八番一―百一号	東京都港区西麻布二丁目十三番三号	東京都港区南青山一丁目三番十五号	東京都港区白金一丁目十一番十六号	東京都港区南麻布四丁目二番二十九―百一号	東京都港区東麻布一丁目二十一番二号	東京都港区港南四丁目二番三号	東京都港区北青山三丁目四番十四―百一号	東京都港区白金三丁目十番十二号	東京都港区六本木五丁目六番二十一号

港区立赤坂保育園	東京都港区赤坂五丁目五番二十六―百一號
港区立芝公園保育園	東京都港区芝公園二丁目七番三號
港区立台場保育園	東京都港区台場一丁目五番一號
港区立神明保育園	東京都港区浜松町一丁目六番七號

（保育の実施）

第三条 保育園は、次の保育を実施する。

- 一 法第二十四条第一項の規定に基づく保育
- 二 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める保育

（休園日）

第四条 保育園の休園日は、次のとおりとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを
変更し、又は臨時に休園することができる。

- 一 日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日
 - 三 一月二日及び同月三日並びに十二月二十九日から同月三十一日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、港区立神明保育園（以下「神明保育園」という。）の休園日は、

一月一日から同月三日まで及び十二月三十一日とする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休園することができる。

(開園時間)

第五条 保育園の開園時間は、午前七時十五分から午後六時十五分までとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、開園時間外においても保育を実施することができる。

(指定管理者による管理)

第六条 区長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、神明保育園の管理運営に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

一 第三条各号に掲げる保育の実施に関する業務（利用の承認に係るものを除く。）

二 施設、付属設備及び物品の保全（軽易な修繕及び整備を含む。以下同じ。）に関する業務

三 施設内の清潔の保持、整頓その他の環境整備に関する業務

(指定管理者の指定)

第七条 指定管理者としての指定を受けようとする者は、区規則で定めるところにより、区長

に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切に神明保育園の管理運営を行うことができる者と認める者を指定管理者に指定するものとする。

一 前条各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

二 安定的な経営基盤を有していること。

三 神明保育園の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。

四 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。

五 前各号に掲げるもののほか、区規則で定める基準

3 区長は、前項の規定による指定をするときは、効率的かつ効果的な管理運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

(指定することができない法人等)

第八条 区長は、区議会議員、区長、副区長並びに地方自治法第八十条の五第一項に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人(以下「役員等」という。)となっている法人その他の団体(区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人その他の団体であつて、区議会議員以外の者が役員等となっているものを除く。)を指定管理者

に指定することができない。

（指定管理者の指定の取消し等）

第九条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第七条第二項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。

一 管理運営の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。

二 第七条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。

三 第十一条第一項各号に掲げる管理運営の基準を遵守しないとき。

四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理運営を継続することが適当でないとき。

（指定管理者の公表）

第十条 区長は、指定管理者の指定をし、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

（管理運営の基準等）

第十一条 指定管理者は、次に掲げる基準により、神明保育園の管理運営に関する業務を行わなければならない。

- 一 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
 - 二 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
 - 三 施設、付属設備及び物品の保全を適切に行うこと。
 - 四 業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 2 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
- 一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
 - 二 業務の実施に関する事項
 - 三 業務の実績報告に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、神明保育園の管理運営に関し必要な事項

(委任)

第十二条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第二条の表港区立神明保育園の項、第四条第二項、第六条及び第十一条の規定は、区規則で定める日から施行する。

(説明)

神明保育園を新たに設置するとともに、同保育園に指定管理者制度を導入するほか、保育園の管理運営に関する規定を整備するため、本案を提出いたします。